

容量市場制度にかかる欧米の動向調査に関する業務委託（2024年度）について

日本における今後の容量市場関係の制度の検証の議論に資する知見獲得を目的として、欧米における関連制度の動向の調査を実施するため入札を実施する。

1. 業務内容

容量メカニズムを導入・非導入の国および地域における制度概要調査、オークション業務、実需給取引業務、制度自体の検証等の動向詳細調査、容量市場と関連性のある脱炭素化支援の概要および容量市場との関係性の調査、日本の容量市場制度との違いの要因分析・考察および現地調査を行う。

2. 入札方式

一般競争入札（総合評価落札方式）とし、技術点、価格点の内訳は以下のとおりとする。
「総合評価点（300点）＝技術点（200点）＋価格点（100点）」

3. 入札スケジュール（予定）

2024年3月21日（木）	公告（本理事会後速やかに実施）
2024年3月29日（金）	入札説明会
2024年4月1日（月）17時迄	入札に関する問合せ締切
2024年4月5日（金）	問合せに対する回答を公表
2024年4月15日（月）15時必着	入札書提出締切
2024年4月17日（水）	技術審査プレゼンテーション実施
2024年4月24日（水）	落札者決定

4. 委託期間（予定）

開始期日：2024年5月
完了期日：2025年3月14日

※その他詳細仕様等については添付資料参照

5. 開札の実施および落札者の決定

開札については、総務部長が実施することとし、落札者の決定および契約の締結については、別途、理事会で議決する。

以上

【添付資料】

- 別紙 1 入札説明書
- 別紙 2 入札仕様書
- 別紙 3 応札資料作成要領
- 別紙 4 適合証明書
- 別紙 5 評価項目一覧
- 別紙 6 評価手順書

容量市場制度にかかる欧米の動向調査に関する業務委託 (2024年度)

入 札 説 明 書

電力広域的運営推進機関

内	訳						
入	札	説	明	書			
入		札		書			
入	札	仕	様	書			
応	札	資	料	作	成	要	領
適		合		証	明	書	
評	価	項	目	一	覧	書	
評	価	手	順			書	

入札説明書

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関の「容量市場制度にかかる欧米の動向調査に関する業務委託（2024年度）」に係る入札公告（2024年3月21日付け公示）に基づく入札については、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札を実施する事項

- (1) 件名 容量市場制度にかかる欧米の動向調査に関する業務委託（2024年度）
- (2) 委託内容 別紙仕様書のとおり。
- (3) 調達方式 一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 履行期限 別紙仕様書のとおり。
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり。
- (6) 入札方法 入札金額は、「容量市場制度にかかる欧米の動向調査に関する業務委託（2024年度）」に関する総価で行う。
なお、本件については入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 令和04・05・06年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、等級「C」以上に格付けされていること。
- (2) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (3) 入札説明会に参加した者であること。
- (4) 予算決算および会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算および会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
- (7) 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。
（注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。
（注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。
- (8) 破壊活動防止法（昭和27年法律240号）に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。
- (9) 受託者は以下の資格要件を満たす主任者・担当者を配置する事ができる者であること。・欧米の電気事業に関する調査業務経験があること。・調査のために必要な語学力があること。・海外機関からの情報収集能力を有すること。

3. 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会（Web会議方式）を実施する。入札を希望する者は、参加すること。

日 時：2024年3月29日（金）14時30分～（30分程度）

参加資格：「2. 競争参加資格」を満たす者

その他：・入札を希望する事業者は必ず参加すること

（不参加の場合は入札できないものとする）

・参加を希望する事業者は3月28日（木）12時までに「電力広域的運営推進機関 契約担当」まで事業者名、及び連絡先を記載のうえ、メールにて申し入れること。

なお、入札説明会までに通信状態の事前確認を実施する（別途連絡）。

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

4. 入札者の義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、電力広域的運営推進機関が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の提出期限内に提出しなければならない。

また、落札者決定までの間において電力広域的運営推進機関の職員から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札者の作成した提案書は電力広域的運営推進機関において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

5. 入札書・提案書・入札資格確認書類の提出期限、提出書類および提出先

入札に当たっては、本説明書及び入札仕様書の内容を承知の上、入札すること。

提出期限：2024年4月15日（月）15時必着で必要書類を郵送または持参すること。

提出書類：・全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）
・入札書・・・別途封入すること
・提案書・・・1部（紙媒体1部、電子媒体1部）
・契約書（案）
・適合証明書

提出先：〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関 総務部会計室
容量市場制度にかかる欧米の動向調査に関する業務委託（2024年度）入札係

6. 技術審査のプレゼンテーション（Web実施）の日時

2024年4月17日（水）

時間については、電力広域的運営推進機関より入札者に別途連絡の上、調整

7. 競争参加者は、提出した入札書の変更および取消しをすることができない。

8. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

①「2. 競争参加資格」に示した競争参加資格のない者による入札

②記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。）を欠く入札

③金額を訂正した入札

④誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑤明らかに連合によると認められる入札

⑥提案書が電力広域的運営推進機関の審査の結果採用されなかった入札

⑦入札書提出期限までに到着しない入札

⑧その他入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法

電力広域的運営推進機関が設定する予定価格の制限の範囲内で、電力広域的運営推進機関が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、電力広域的運営推進機関が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履

行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とするところがある。

なお、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、各人に連絡の上、後日、再度入札を行う。

また、落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、各人に連絡の上、当該入札をしたものにくじを引かせて落札者を決定する。

1 0. 入札保証金および契約保証金 免除

1 1. 契約書作成の要否 要（日本語）

1 2. 支払の条件

委託業務の対価の支払いは、検収後、翌月末までに支払うものとする。

1 3. 入札書等に使用する言語および通貨

入札書、提案書、技術審査のプレゼンテーションに使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

1 4. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札ではないことが判明した時は、電力広域的運営推進機関は落札決定を取消することができる。

1 5. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本入札結果については、落札者との契約締結後、契約相手方、契約締結日および契約金額等の契約概要を公表する。

(3) この入札に関して不明な点は、2024年4月1日（月）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、2024年4月5日（金）までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部会計室（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

【ウェブサイト】

トップ > 調達情報

以 上

(様式)

2024年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入 札 書

入札金額 ¥ _____

※消費税及び地方消費税を含まない金額

内訳 別添支出計画書のとおり。

入札事項 容量市場制度にかかる欧米の動向調査に関する業務委託（2024年度）

契約条項の内容及び貴機関「入札説明書」の内容を承知の上入札いたします。

支出計画書

【参考例】

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 人権費	パートナー マネージャー スタッフ	000,000,000	パートナー @ xx,xxx * yy 時間 = z,zzz,zzz マネージャー @ xx,xxx * yy 時間 = z,zzz,zzz スタッフ @ xx,xxx * yy 時間 = z,zzz,zzz (注1: クラス別、人件費単価については、必ず記載すること。)
2. 諸経費	〇〇〇	000,000,000	@aa,aaa * bb 人 * 100/110 = ccc,ccc (注2: 消費税及び地方消費税は別掲のため、交通費等で消費税等が含まれている場合、除外の上、計上のこと。)
3. 一般管理費		0,000,000	(1. 人件費 + 2. 事業費) の〇% (注3: 小数点以下切り捨て)
4. 小計			(注4: 入札金額と一致)
5. 消費税及び 地方消費税			「4. 小計 (※)」 × 10% (注5: 小数点以下切り捨て)
6. 合計			4. 小計 + 5. 消費税及び地方消費税

※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げにかかる消費税及び地方消費税については、計上することはできない。

電力広域的運営推進機関
容量市場制度にかかる欧米の動向調査に関する業務委託
(2024 年度)
入札仕様書

電力広域的運営推進機関

1. 件名

容量市場制度にかかる欧米の動向調査に関する業務委託（2024年度）

2. 背景・目的

2020年度より新たな電力制度として創設された容量市場は、これまで4回のメインオークションを開催し、2024年度には、初年度に開催したメインオークションの実需給期間（供給力提供、取引開始等）が開始される。これまでのオークションの約定結果を踏まえながら、実際のオークション開催で見えてきた様々な動きについて、制度設計や実需給の市場運用の各視点から議論が継続的になされている。

このあと、容量市場では制度導入後の5年後程度を目途に、市場管理者である電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）において、中長期的な視野等で包括的な検証を行うことも想定している。

また、今般、容量市場の仕組みの一部として、長期的な固定収入が得られる仕組みによって脱炭素電源の新規電源投資を促す制度として、長期脱炭素電源オークションを新たに導入し、2023年度に初めてのオークションを開催したところとなる。今後、長期脱炭素電源オークションも含めた容量市場のメカニズムについて、検証がなされていくことを想定している。

諸外国では、中長期的な供給力確保の仕組みとして、数多くの国で容量メカニズムが導入されている。その中には10年以上の取り組みを継続している国や、新たに導入を開始するタイミングの国もあるところ。

広域機関では、容量市場の市場管理者として諸外国の容量メカニズムの制度設計やマーケットの実際の動向、発電投資・維持に資する仕組み、市場運営の体制や仕組みに関して把握し、各国ごとに異なる制度設計の意図や供給力確保の動向、マーケット関係者による実際の評価、各国で検討される新たな動き等を具体的に捉えることで、我が国における中長期的な視野に立った検討に資すると考えている。

本案件については、単に海外の公表情報を整理することにとどまらず、公表情報の背景や実態から確認を行い、各国の最新の動向についても現地調査で関係者の直接的な確認を行った情報で深掘りを行う。それらの取り組みにより、我が国の容量市場の制度設計や業務運用の検証に資する武器となる知見や根拠、最新動向の獲得を図る。

3. 業務内容

容量市場制度の検証の議論に資する知見を獲得するため、以下の業務を行う。

① 容量メカニズムによる各国の供給力確保状況の網羅的な把握

欧州、米国、豪州などオークション業務、実需給取引業務、および制度自体の検証等の動向詳細調査（但し、2023年度の調査国を除く）

- ・各国の容量メカニズムの導入状況、背景、特徴、電力市場の概況の整理
- ・直近のトピックスの確認
- ・欧州（ドイツ、スウェーデン、イタリア、ベルギー、スペイン、フランス、ポーランド、英国、アイルランドなど）
- ・米国（NYISO、ISONE、MISO、PJM、CAISOなど） ・その他（豪州、シンガポールなど）
- ・脱炭素化の支援措置との関連性
- ・その他、目的に照らして必要かつ有益と考えられる調査項目

② 容量メカニズムの各国の仕組みや特徴、参加者の動きに関する日本と比較した分析・考察

- ・各国の容量メカニズム（オークション）の仕組みの洗い出し

- （需要曲線や指標価格、上限価格の決定方法、他市場収益の扱い、複数年契約の仕組み、参加対象、国際連系線の扱い、市場外供給力の状況、リクワイアメント、アセスメント方法など）
- ・約定価格の推移、発電投資の動向、小売事業との関係、仕組みの変更の動き

③ 各国における容量メカニズムの制度評価や検証状況

- ・各国における容量メカニズムの制度検証の実施、関係者の評価やレポート、意見出しの状況（例：英国の5ヵ年レビューの項目設定・取り纏め方法・実施の進め方 等）
（例：英国REMA 等）
- ・政府や欧州委員会からの指示、各国の脱炭素政策との関連性

④ 市場運営に関する体制、業務運用、取引方法、オークション開催などを行う仕組みや課題の深堀

- ・制度の業務運用の体制、仕組みや課題、参加者の動き・意見など

⑤ 日本の容量市場における包括的検証の実施内容・スケジュール、設定項目などに向けた分析・示唆

- ・日本のオークション開始 5 年後程度を目途に実施される包括的検証の実施内容・スケジュールの整理および示唆
- ・包括的検証の設定項目や手法などの整理検討分析および示唆

⑥ 現地調査計画策定およびアレンジメント

- ・現地調査実施が有効な調査項目については現地調査を行うべく、現地調査計画を作成
- ・訪問箇所のアレンジメント、逐次通訳（電力・エネルギー分野の通訳経験者）の手配等（現地出張にかかる費用は委託先負担。但し、広域機関出張者の出張旅費を除く）

[留意事項]

- ・受託者は業務の実施にあたり、上記の目的を達成できる具体的調査・業務内容を検討の上、実施計画書を策定し本機関と合意した後、業務を開始すること。
- ・調査にあたっては、事実のみではなく、そこに至る背景や考え方も含め、現地でのヒアリングを含めた詳細かつ柔軟な調査を実施すること。
- ・本業務の目的を達成する上で有益と考えられる、調査の基本方針（各調査対象国の選定や調査の粒度に係る考え方などを含む）、調査スコープ・項目・訪問アプローチ（現地調査の期間、各地域の調査の深堀を行うレベル感等）を事前に明示すること。
- ・本業務委託では、以下について、調査・分析した結果を納品すること。なお、調査の実施に当たっては広域機関と十分な調整を行い、業務を実施すること。

4. 業務体制及び資格要件

- ・受託者は、本業務の目的および業務の場所等の状況を理解した上で、受託者にて最適な体制を構築すること。体制については、本業務の期間と規模、求められる専門性等を考慮し、提案書にて明らかにすること。
- ・定例会は隔週の実施とし、現地調査前や中間報告・最終報告前等については毎週もしくは都度実施可能な体制が整えられていること。

- ・ 組織および従事者については以下の要件を満たしていること。
 - ・ 組織として、海外関連制度の規制機関や事業者とのネットワークを有すること。国内・海外の容量市場の制度設計・業務設計の調査または支援の実績を有すること。
 - ・ 従事者については、国内容量市場の制度設計・業務設計を調査または支援した経験を有すること。海外の電気事業に関する調査・分析業務経験を有すること。また、本業務を行うにあたって必要とされる語学力を有すること。主任者にあたっては、本業務を遂行するにあたっての十分なマネジメント能力を有すること。

5. 納品について

調査結果は、PowerPointファイルとしてレポートを取り纏め納品すること。

前述3.業務内容の項目を網羅した各成果物の提出について、下表のスケジュールを目安とし、具体的な日程は広域機関と協議すること。

2024年7月	現地調査計画書
2024年9月	現地調査報告書・中間報告書
2024年12月	現地調査計画書
2025年2月	現地調査報告書
2025年3月	最終報告書

なお、本業務にて納品される成果物の著作権は広域機関に帰属するものとする。

6. 開始期日および完了期日（予定）

開始期日：2024年5月

完了期日：2025年3月14日

7. その他

仕様書の変更について、契約期間内において、発注者が必要と認めるときは、本仕様及びその他の条件を変更することがある。変更する場合については、発注者及び受注者双方協議のうえ書面により変更の内容や必要な措置等を定めるものとする。

以上

容量市場制度にかかる欧米の動向調査
に関する業務委託
(2024 年度)

応札資料作成要領

電力広域的運営推進機関

目 次

第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

- 2. 1 評価項目一覧の構成
- 2. 2 提案要求事項

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領および説明

- 3. 1 提案書の構成および記載事項
- 3. 2 提案書様式および契約書（案）様式
- 3. 3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）
- 3. 4 留意事項

第 4 章 別紙

- 4. 1 （別紙 1）適合証明書

本書は、容量市場制度にかかる欧米の動向調査に関する業務委託（2024 年度）に係る応札資料（評価項目一覧および提案書）の作成要領を取りまとめたものである。

第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料および応札者が提出すべき資料

電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」）は応札者に以下の表 1 に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表 2 に示す資料を作成し、広域機関へ提出する。

[表 1 広域機関が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 仕様書	容量市場制度にかかる欧米の動向調査に関する業務委託（2024 年度）の仕様を記述（業務委託の目的・内容等）。
② 応札資料作成要領	応札者が評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要を記述。
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目および任意項目の区分、得点配分等を記述。
④ 評価手順書	広域機関が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法および評価基準等を記述。

[表 2 応札者が広域機関に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 入札書	別添支出計画書とともに、入札金額を記載したもの。提案書とは別途封入し提出すること。
② 評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記載された要件一覧を達成するか否かに関し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
③ 提案書	仕様書に記載された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。
④ 適合証明書	入札資格を満たしていることを証する書面。
⑤ 契約書（案）	本業務を受託した際の契約書（案）
⑥ 全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）	令和 0 4 ・ 0 5 ・ 0 6 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、等級「C」以上に格付けされていること。

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成および概要説明を以下に記す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における項番	事項	概要説明
1～3	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目および任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。

2.2 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。応札者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表4を参照すること。

[表4 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）。	広域機関
提案要求事項	応札者に提案を要求する内容	広域機関
評価区分	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	広域機関
得点配分	各項目に対する最大加点	広域機関
評価基準	各提案要求事項における基礎点及び加点別の分類	広域機関
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	応札者

第3章 提案書に係る内容の作成要領および説明

3. 1 提案書の構成および記載事項

提案書は、評価項目一覧の提案要求事項及び添付資料の提案書の目次に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述すること。

3. 2 提案書および契約書（案）様式

- ① 提案書の様式は自由とする。
- ② 提案書および評価項目一覧はA4判カラーにて印刷し、特に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ③ 提出物は、上記の紙資料とともに、電子媒体でも提出する。その際のファイル形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする（これに拠りがたい場合は、広域機関まで申し出ること。）
なお、契約書（案）は、MS-Word形式とする。

3. 3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

- ① 応札者は、広域機関に対し自らの提案内容の説明を行う。
- ② 当該説明に当たっては、広域機関が指定する場所（Web会議を含む）にてプレゼンテーションを行うこととし、その際には、原則としてプロジェクト・リーダーに該当する者が実施する。
- ③ 当該プレゼンテーションの日時等については、入札締切（提案書提出期限）後に広域機関と応札者とで別途調整する。また、プレゼンテーションの時間は、現時点では1社あたり40分程度（発表25分、質疑応答15分程度）を想定している。
- ④ プレゼンテーションにあたっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3. 4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ③ 広域機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、およびメールアドレス）を明記する。
- ④ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙の質問票に必要事項を記載の上、2024年4月1日（月）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせる。

【問い合わせ先】

広域機関 総務部会計室（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

- ⑤ 上記の提案書構成、様式および留意事項に従った提案書ではないと広域機関が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第 4 章 別紙

4. 1 (別紙 1) 適合証明書

電力広域的運営推進機関

御社名

容量市場制度にかかる欧米の動向調査に関する業務委託 (2024年度)

④

適合証明書

区分	入札説明書 記載箇所	項目	適合 ^{※1}	補足 ^{※2}
入 札 資 格	2 (1)	令和04・05・06年度の競争参加資格 (全省庁統一資格) の「役務の提供等」において、等級「C」以上に格付けされていること。		
	2 (2)	各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。		
	2 (3)	入札説明会に参加した者であること。		
	2 (4)	予算決算および会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。		
	2 (5)	予算決算および会計令第71条の規定に該当しない者であること。		
	2 (6)	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く)。		
	2 (7)	自己、自社若しくはその役員等(取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力でない者(暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。)であること。		
	2 (8)	破壊活動防止法(昭和27年法律240号)に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。		
	2 (9)	受託者は以下の資格要件を満たす主任者・担当者を配置する事ができる者であること。 ・欧米の電気事業に関する調査業務経験があること。 ・調査のために必要な語学力があること。 ・海外機関からの情報収集能力を有すること。		

※1 適合については、“○(要件を満たしている)”, “△(条件付きで要件を満たしている, 代替手段で要件を満たす)”, “×(要件を満たしていない)”で記述をお願いします。また, “△”を記入した場合は, 補足欄に説明をご記入ください。

※2 補足すべき事項がある場合は, その内容を補足欄に記入してください。また, 各機能の適合を証する添付資料を同封し, 提出をお願いします。

電力広域的運営推進機関 評価項目一覧 ー提案要求事項一覧ー

電力広域的運営推進機関

提案書の目次		提案要求事項	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号
大項目	中項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
1 業務委託の目的、内容及び実施方法									
1.1	業務委託目的	・業務委託の目的が、電力広域的運営推進機関の業務委託目的に合致しているか。	必須	10	10	0	・業務委託の目的が、電力広域的運営推進機関の業務委託目的に合致しているか。		
1.2	業務委託内容	・業務委託内容が、業務委託目的と整合しているか。 ・業務委託内容が、具体的かつ詳細か。 ・電力広域的運営推進機関が指定する業務委託内容以外に、本業務委託目的に対して有効な業務委託内容が提案されているか（新規性・独創性）	必須	30	5	10	・業務委託提案が、業務委託目的と整合しているか。	・業務委託提案が、具体的かつ詳細か。	
						15		・電力広域的運営推進機関が指定する業務委託内容以外に、本業務委託目的に対して有効な業務委託内容が提案されているか（新規性・独創性）。	
1.3	業務委託実施方法	・業務委託実施方法が、業務委託目的・内容と整合しているか。 ・業務委託実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。 ・効率的・効果的な業務委託実施方法が採られているか。 ・業務委託実施方法について、創意工夫が見られるか。	必須	30	5	10	・業務委託実施方法が、業務委託目的・内容と整合しているか。 ・業務委託実施方法が具体的かつ妥当で、実現性が認められるか。	・効率的かつ効果的な業務委託実施方法が採られているか。	
						15		・業務委託実施方法について、創意工夫が見られるか。	
2 業務委託実施計画									
2.1	業務委託実施計画	・業務委託目的・内容に対し、業務委託実施計画（スケジュール）は 妥当か。 ・業務委託実施計画（スケジュール）に、業務委託を適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか。 ・業務委託実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。	必須	40	10	15	・業務委託目的・内容に対し、業務委託実施計画（スケジュール）は妥当か。	・業務委託実施計画（スケジュール）に、業務委託を適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか。	
						15		・業務委託実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。	
3 業務委託実施体制									
3.1	業務委託実施体制・役割分担	・業務委託の実施体制図及び役割が、業務委託内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・契約後、業務委託を速やかに開始する体制が確保されているか。 ・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	必須	20	5	10	・業務委託の実施体制図及び役割が、業務委託内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・契約後、業務委託を速やかに開始する体制が確保されているか。	・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応でき、委託目的・内容を効率的かつ効果的に達成する体制が備わっているか。	
						5		・組織として調査内容に活かされる海外機関とのネットワークを有しているか。	
3.2	組織としての専門性、類似事業実績	・組織として欧米の電気事業に関する調査業務に従事した経験があるか。 ・国内・海外の容量市場の制度設計・業務設計の調査または支援の実績を有しているか。 ・組織として業務委託内容に関する専門知識・ノウハウ・語学力等の蓄積があるか。	必須	30	5	25	・組織として欧米の電気事業に関する調査業務に従事した経験があるか。	・組織として業務委託内容に活かされる専門知識・ノウハウ・語学力等の蓄積があるか。	
3.3	業務委託従事予定者の専門性、類似事業実績	・業務委託従事予定者に、業務委託内容に関する専門知識・ノウハウ・語学力等の蓄積があるか。 ・国内容量市場の制度設計・業務設計の調査または支援した経験があるか ・業務委託従事予定者に、欧米の電気事業(容量市場および他市場)に関する調査業務に従事した経験があるか。 ・業務委託従事予定者に、調査内容に活かされる海外機関とのネットワークを有しているか。	必須	30	5	15	・業務委託従事予定者に、欧米の電気事業（容量市場および他市場）に関する調査業務に従事した経験があるか。	・業務委託従事予定者に、類似事業の実績を踏まえ業務委託内容に活かされる専門知識・ノウハウ・語学力等の蓄積があるか。	
						10		・業務委託従事予定者に、調査内容に活かされる海外機関とのネットワークを有しているか。	
3.4	業務委託遂行のための経営基盤・管理体制	・業務委託遂行のための経営基盤を有しているか。 ・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。（支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。）	必須	10	5	5	・業務委託遂行のための経営基盤を有しているか。	・一定以上の資金・設備を有しており、管理体制について優れているか。（支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。）	

容量市場制度にかかる欧米の動向調査に関する業務委託
(2024 年度)

評価手順書 (加算方式)

電力広域的運営推進機関

本書は、「容量市場制度にかかる欧米の動向調査に関する業務委託（2024年度）」に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続きおよび提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式および得点配分

1. 1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1. 2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

1. 2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分(※)×(1－入札価格÷予定価格)

※なお、技術点の配分と価格点の配分は、2：1とする。

1. 3 得点配分

技術点に関し、必須および任意項目の配分を200点、価格点の配分を100点とする。

技術点	200点
価格点	100点

第2章 評価の手続き

2. 1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ・ 別添「評価項目一覧」の「提案要求事項（項番1～3）」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2. 2 二次評価」を行う。

2. 2 二次評価

「2. 1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「第3章 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される「提案要求事項（項番1～3）」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者を不合格とする。複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

2. 3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2. 2 二次評価」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1. 2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点
- ③ 技術点および価格点に小数点第2位以下の端数を生じた場合は切り捨てとする。

第3章 評価項目の加点方法

3. 1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決まる。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧」の「提案要求事項一覧」の「得点配分」欄を参照)

3. 2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応募者は不合格となる。なお、各提案要求事項の基礎点を評価する際の観点、別添「評価項目一覧」にて「評価基準」として示している。

3. 3 加点評価

加点は、全ての提案要求事項について設定されており、各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。各提案要求事項の加点を評価する際の観点、別添「評価項目一覧」にて「評価基準」として示している。